

信楽高原鐵道株式会社の旅客運賃の認可について

近畿運輸局は、信楽高原鐵道株式会社から申請のあった旅客運賃の上限設定について、鐵道事業法に基づき、本日（3月28日）付けて認可しました。

○申請日：平成25年3月4日

○申請者：

申請者名：信楽高原鐵道株式会社

代表者：代表取締役社長 今井 恵之助

所在地：滋賀県甲賀市信楽町長野192番地

○設定しようとする旅客運賃の上限を適用する路線：信楽線（貴生川～信楽）14.7km

○申請の概要：

1 申請理由

信楽高原鐵道（信楽線：貴生川・信楽間14.7km）は、平成25年3月4日付けの鐵道事業再構築実施計画の認定により、第一種鐵道事業を廃止し、第二種鐵道事業のみなし許可を受けたことから、第二種鐵道事業者として運輸を開始するため運賃の上限の設定を行うもの。

2 申請内容

・運賃制度：対キロ区間制

(1)普通運賃 初乗り190円

(2)定期運賃 割引率 通勤定期 50% 通学定期 60%

(3)設定する上限運賃

種別 キロ程	普通旅客運賃	定期旅客運賃（1か月）	
		通勤	通学
キロメートルまで	円	円	円
3	190	5,700	4,560
6	280	8,400	6,720
9	330	9,900	7,920
12	390	11,700	9,360
15	450	13,500	10,800

※設定する上限運賃は、現行の所定運賃と同じであり、認可後の所定運賃に変更はない。

○鐵道事業部門の収支実績及び推定
別紙1のとおり

○中小民鉄事業者の収入原価算定要領
別紙2のとおり

※ 経営合理化目標の内容及び利用者サービス向上策については、信楽高原鐵道HP発表のとおり

(別紙1)

○鉄道事業の収支実績及び推定(収入・原価)

(単位：百万円)

科目		実績年度 (平成23年度)	翌年度推計 (平成24年度)	平年度		
				平成25年度	平成26年度	平成27年度
収 入	旅客運賃	96	97	103	102	101
	保守管理受託収入	—	—	56	57	57
	その他収入	14	3	4	5	5
	計	111	101	163	163	163
原 価	人件費及び経費	162	126	130	132	133
	修繕費	16	15	15	15	15
	減価償却費	5	5	0.3	0.1	0
	その他支出	8	8	1	1	1
	事業報酬 (法人税等を含む)	0.3	0.3	63	63	61
	計	190	154	209	211	211
計(収入－原価)		▲ 80	▲ 54	▲ 47	▲ 48	▲ 47

※収入及び原価については、「鉄道事業会計規則」及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」に基づき整理。

※平年度の収入原価は、次頁の「信楽高原鐵道(株)の収入原価算定要領」に基づき算定。

※特別利益・特別損益は含まない。

中小民鉄事業者の収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客鉄道運賃の算定に適用する。

1. 適用範囲

本要領は、中小民鉄事業者（鉄道事業者及び軌道経営者からJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領を適用する鉄道事業者及び軌道経営者を除いたものをいう。）に適用する。ただし、鋼索鉄道については、適用しないものとする。

2. 収入・原価算定の方法と手順

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

(1) 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

(2) 一般原則

① 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別損益は、これを除外する。

② 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。
なお、鋼索鉄道は、これを鉄軌道事業部門と区分するものとする。

イ 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。

ロ 他部門と関連する収入及び原価は、一定の配賦基準で按分した鉄軌道事業分担分を鉄軌道事業部門に帰属させる。

③ 投融資については、これを独立の事業部門として処理することとする。

(3) 原価の算定

① 人件費

実績及び事業計画を考慮して適正に算定する。

② 修繕費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

③ 経費

イ 動力費

車両走行キロ当りの実績を基礎として、動力供給規定等を

勘案して算定する。

□ その他の経費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

④ 諸税

実績及び工事計画等を基礎として算定する。

⑤ 減価償却費

実績年度末における鉄軌道資産及び工事計画等を基礎とし、税法に定める限度額によって算定する。

⑥ 営業外費用

イ 支払利息

原価計算期間中の平均借入額に平均借入率を乗じて算定する。

ロ その他

実績を基礎として算定する。

⑦ 配当所要額（適正利潤）

払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額とする。

(4) 収入の算定

① 旅客運輸収入

過去の輸送実績に基づき、過去及び将来の特殊事情を考慮して旅客輸送数量を推計し、実績年度におけるキロ別輸送数量及びキロ別運賃を基礎として算定する。

② 貨物運輸収入

旅客運輸収入の算定方式に準ずる。

③ 運輸雑収

実績を基礎とし、増収努力を見込んで算定する。

④ 営業外収益

運輸雑収の算定方式に準ずる。

附 則

適用期日

本要領は平成12年3月1日以降の申請から適用する。